

総発第311号
令和7年1月6日

酒田市監査委員 大石 薫 様
酒田市監査委員 高橋 千代夫 様

酒田市長 矢口 明子
(公印省略)

定期監査結果に対する措置等について

令和6年11月25日付け監発第70号により通知がありました定期監査結果に基づき、下記のとおり講じた措置等について、地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第14項の規定により通知します。

記

課名	監査結果	措置内容
議会事務局	<p>【契約】 ○契約書どおりの履行確認が行われていないもの 令和6年度議会運営等支援業務委託について、契約書第2条では委託業務完了後の業務完了報告書等の提出、検査の実施について定めているが、いずれも実施していなかった。 市で契約書(案)を作成し契約を締結しているものであり、契約書にのっとり適正に事務処理を行うこと。</p> <p>【事務事業】 ○物品の処分手続が適切に行われていないもの 旧庁舎の議場、第1・2・3委員会室、議長応接室に設置されていた不要な備品</p>	<p>10月分より委託業者へ業務完了報告書の提出を求め、報告書の提出を得て、完了検査を実施している。今後も適正な事務処理を徹底していく。</p> <p>不要な物品については、今後運搬等の機会を得て、適宜処分手続を進めていく。</p>

	<p>が処分されないまま、令和3年11月30日付けで、旧港南小学校に設置場所変更として処理されている。</p> <p>不必要な物品であれば処分手続を進めること。</p>	
--	--	--